

○常総衛生組合定年退職者等の暫定再任用に関する規

則

〔令和5年3月30日
常総衛生組合規則第7号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、定年退職者等の暫定再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 定年退職者等の暫定再任用については、常総市定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和5年常総市規則第17号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。